



和気あいあいでの納めの集合写真

最後に事務局長の観光商工課の稲葉幸子課長が「ふるさと納税制度」を活用した「平泉町ふるさと応援寄附」のお願いを述べられ、総会を閉会しました。

第23回ふるさと平泉会総会は6月13日、浅草ビューホテルで、平泉会会員97名、平泉から青木町長をはじめ9名、事務局員を含め110名の出席があり、盛大に開催されました。

第23回ふるさと平泉会総会 盛大開催

寄稿
ふるさと平泉会から

西村専次会長は「23年前に当時の町長から委嘱されて当協会長に就任、ついに平泉は世界文化遺産にも決定。皆さまのおかげで無事に今日を迎えました」と述べました。続いて青木町長が来賓祝辞に立ち「23回目の総会、おめでとうございます。私は昨年の総会までは町議長として参りました。今回は町長としてお招きいただき、挨拶を申し上げます。私は、平泉が世界遺産に登録されてから今日まで、『がんばろう東北』が「がんばろう岩手」の合い言葉で平泉がこの地方の発展の原動力となるよう先頭に立ち、やって行きたいと思いい、尽力してきました。ふるさと平泉会の皆さまにも何かとお力添えを頂いており、心から感謝しております。今後とも郷里の発展のためにご協力頂きたいと思っております」と述べられました。

続いて佐々木雄一町議会議長の祝辞をいただき、さらにご来賓紹介で佐藤孝悟副議長、石川章町議会議員、寺崎敏子町議会議員、千葉快俊中尊寺総務部長、千葉秀覚毛越寺財務部長、泉信平観光協会長、千葉庄悦商工会長の皆さんを紹介しました。

総会の承認・議案はすべて異議なく可決。役員の変更は別表のとおり、決定しました。

ふるさと平泉会 新役員(平成27年6月13日現在)

1	会長	西村 専次	留任	10	幹事	木川 洋子	留任
2	副会長	鈴木喜佐人	〃	11	〃	鈴木 孝夫	〃
3	〃	高橋 智	〃	12	〃	佐々木忠彦	〃
4	幹事長	伊藤 政人	〃	13	〃	晴山 敦子	新任
5	幹事	鈴木 郁男	〃	14	会計	浅利 日和	留任
6	〃	岩淵 夏雄	〃	15	〃	稲葉観光工課長	新任
7	〃	千葉 欽治	〃	16	会計監事	千葉壯二郎	〃
8	〃	菅原 六郎	〃	17	〃	笹原 和織	留任
9	〃	千葉 正孝	〃	18	〃	〃	〃



青木町長(左端)の就任を祝い、長島中の同級生6名が花束と祝辞を贈った

水道料金改定のお知らせ

平泉町の水道事業は昭和40年10月の給水開始以来、住民の皆さんに安全、安心、安定した飲料水の供給に努力してきました。水道の普及率は94.2%(平成27年3月末時点)に及んでおり、町内ほとんどの地域に水道管が埋設されています。

しかし、施設の老朽化により、漏水の防止対策や管路更新など、新たな投資が必要になってきました。ライフラインの重要な飲料水の安定供給のため、水道料金の値上げにご理解とご協力をお願いします。

※7月初めの検針に基づき算定する平成27年7月請求分から、改定後の料金で請求します。

■問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

【料金計算例】

一般家庭用、メーター20口径で1カ月あたり20m³使用した場合

【基本料金】1,930円+【超過料金】2,410円(241円×10m³) +【メーター使用料】190円=4,530円(税込4,892円)

【基本料金の比較表】(1カ月につき、消費税別)

区分	水量(m ³)	料金(円)		差額(円)
		改定前	改定後	
一般家庭用	10	1,760	1,930	170
営業用(大口)	100	22,100	24,200	2,100
営業用(小口)	20	4,320	4,640	320
団体用	20	4,120	4,520	400

【超過料金の比較表】(1m³につき、消費税別)

区分	水量(m ³)	料金(円)		差額(円)
		改定前	改定後	
一般家庭用	1	220	241	21
営業用(大口)	1	260	285	25
営業用(小口)	1	250	274	24
団体用	1	250	274	24



国際リニアコライダーがやってくる!?

第13話 「ケロ平、KEK研究機構へ行く③」

あまりのすごさに、もう何を見ても驚かなくなったよ。この施設の中心部分はどこ?



2013岩手県ケロ平 designed by センウエンルー

職員…それは、Belie II測定器といい、幅、奥行きともに8mほどもある大きなものです。

ケロ平…そこでは何を測定するの?

職員…目に見えない小さな粒子がぶつかって起こる現象を捉えるんだ。

ケロ平…それはすごい! ではさっそく見せてよ。

職員…これです。



でかつ! でもILCはもっと大きいんだろうなあ。



2013岩手県ケロ平 designed by センウエンルー (つづく)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります No.2

平成28年1月から社会保障・税番号制度が開始されるに伴い、先月号広報で第1回目のお知らせをしました。今回は、制度の実施にあたって、「民間事業者がすべき準備」についてお知らせします。

■問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

1 個人番号(マイナンバー)の取得と本人確認

従業員に個人番号の通知があった後、事業者は、従業員に対し利用目的(「源泉徴収票作成」、「健康保険・厚生年金保険届出」、「雇用保険届出」)を伝えた上で、従業員から個人番号を取得してください。

また、個人番号を従業員から取得する際には、他人のなりすましを防止するため、個人番号の確認と身元の確認を行ってください。

2 個人番号を適正に扱うための社内規程づくり

個人番号を取り扱う担当部署や担当者の明確化、情報の漏えい防止など、個人番号を適正に扱うための基本方針・取扱規程を策定してください。

従業員が個人番号を含む情報を故意に他に漏らした場合、事業者としての責任が問われる場合がありますので、従業員を対象とした個人番号の取り扱いに関する研修を行う必要があります。

3 システムの改修・様式の変更

制度の開始に伴い、税・社会保障の各種届け出の様式が変更されます。従業員の給与や健康保険の管理システムを導入し、各種届け出書類をシステムで作成している場合は、法人番号や個人番号を追加するなどのシステムの改修が必要となります。

